

青森県報

第四千百十九号

平成二十八年
三月七日
(月曜日)

目次

告示

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	……………	(高 齢 福 祉 保 険 課 社)	……………	一
特定行為業務の登録	……………	(同)	……………	一
右 同	……………	(障 害 福 祉 課)	……………	二
飼料の試験の結果の概要	……………	(畜 産 課)	……………	二
森林法第百八十九条の規定による告示及び揭示	……………	(林 政 課)	……………	三
海岸保全区域の指定の一部改正	……………	(漁 港 漁 場 整 備 課)	……………	三
土地収用法による事業の認定	……………	(監 理 課)	……………	四
公 告	……………		……………	
県営土地改良事業計画変更の決定	……………	(農 村 整 備 課)	……………	六
建設業者の許可の取消し	……………	(中 南 地 域 局)	……………	六
右 同	……………	(上 北 地 域 局)	……………	六
右 同	……………	(同)	……………	六
右 同	……………	(下 北 地 域 局)	……………	七
出先機関	……………		……………	
土地改良区の管理規程変更の認可	……………	(中 南 地 域 局)	……………	七
土地改良区の役員の内任	……………	(三 八 地 域 局)	……………	八
右 同	……………	(同)	……………	八

正 誤

平成二十八年二月十九日定例告示中……………(水産振興課) ……八

告 示

青森県告示第百五十九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十八年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年 月 日
医療法人仁泉会	八戸市大字河原木字八太郎山一〇の八	居宅介護支援事業所にこにこぶラザみさわ	三沢市松園町三丁目六の一六中野ブラザー一〇二	平成 二 八 年 三 月 七 日

青森県告示第百六十号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十八年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	年月日	氏名又は名称	住所	事業所所在地	業務開始年月日	備考
------	-----	--------	----	--------	---------	----

011001 一三六	平成 二六・二二五	有限会社 佐藤器機	弘前市大 一丁目八 字安原の三	I I ハ W ツ A ピ K I	弘前市大 五〇早字 八稲五前 の田代市 四五字大	平成 二六・二二五	訪問介護
011001	"	有限会社 佐藤器機	弘前市大 一丁目八 字安原の三	I I ハ W ツ A ピ K I	弘前市大 五〇早字 八稲五前 の田代市 四五字大	"	訪問介護 予防

青森県告示第百六十一号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十八年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製造（輸入）年月	試 験 項 目	違反の有無及び 違反の内容
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24番8	同左	フイード・ロン FO真健前期CRM	28.1	粗たん白質、 カルシウム、 ME、水分	粗脂肪、粗繊維、粗灰分、 無
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24番8	同左	フイード・ロン 二期前期	28.1	粗たん白質、 カルシウム、 ME、水分	粗脂肪、粗繊維、粗灰分、 無
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24番8	同左	フイード・ロン エース	28.1	粗たん白質、 カルシウム、 TDN、水分	粗脂肪、粗繊維、粗灰分、 無
みらい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番6	同左	ITOCHU ハイビュアキッド	28.2	粗たん白質、 カルシウム、 TDN、水分	粗脂肪、粗繊維、粗灰分、 無
みらい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番6	同左	ノーサン印 子豚育成用配合飼料 Hのびざかり子豚H	28.2	粗たん白質、 カルシウム、 TDN、水分	粗脂肪、粗繊維、粗灰分、 無

011000 011	平成 二六・三・一	社会福祉 法人平福 館社	外ヶ浜市 字小平の 二丁目一 〇岸川の 根町	事 業 所 エコル 外ヶ浜市 字平湯の 二〇〇〇 〇の沢根町	業務開始 年月日 平成 二六・三・一	備 考
---------------	--------------	--------------------	------------------------------------	---	-----------------------------	-----

青森県告示第百六十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成二十八年一月十三日、同年二月四日及び同年二月九日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成二十八年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

みらい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番6	同左	ノーサン印 肉豚肥育用配合飼料 H 美味豚	28.2	粗たん白質、 カルシウム、 TDN、水分	粗脂肪、 リッ、粗繊維、粗灰分、	糞
みちのく飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24番9	同左	Nニックス	28.2	粗たん白質、 カルシウム、 TDN、水分	粗脂肪、 リッ、粗繊維、粗灰分、	糞

青森県告示第百六十三号

平成二十八年二月五日青森県告示第七十四号で保安林の指定を解除しようとする旨告示した次の一の森林について、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定による通知ができないので、同法第百八十九条の規定により、次の二及び三のとおりその通知の内容及び同条の規定による掲示をした旨を告示する。

平成二十八年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所及び森林所有者氏名

解除予定保安林の所在場所	森林所有者氏名
十和田市西二十二番町三五五の一〇	山崎純司
十和田市大字三本木字西金崎三六九の二〇	小笠原健一
十和田市大字三本木字西金崎三七一の九	株式会社十和田観光ホテル
十和田市大字三本木字西金崎三八二の三、三八二の二、三八二の一三	株式会社野月建材
十和田市大字三本木字西金崎三八二の四	箕輪敦

二 解除予定保安林の通知の内容

青森県農林水産部林政課及び十和田市役所に備え置いている関係書類のとおり。

三 森林法第百八十九条の規定による掲示

平成二十八年二月二十四日十和田市役所に掲示した。

青森県告示第百六十四号

平成六年十月三十一日青森県告示第七百六十六号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

下北八戸	三沢漁港	三沢	鹿中、三川目	指定場所 三沢市大字鹿中、三川目地内及び地先指定区域
<p>基点一、基点二、補助点二、補助点一及び基点一を順次直線で結んだ線により囲まれた区域並びに基点三、基点四、補助点四、補助点三及び基点三を順次直線で結んだ線により囲まれた区域。ただし、保安林を除く。</p> <p>基点及び補助点の表示</p> <p>基点一 三沢市大字港町一丁目一番の北西角に設置された標柱（起点）から三四〇度一、一六五メートル 一号表示杭</p> <p>基点二 基点一から一六一度七三八メートル 二号表示杭</p> <p>基点三 基点一から一九二度三〇分三三メートル 三号表示杭</p>				

を

戸	下北八	
港	三沢漁	
	三沢	
	浜通	
	指定場所	基点四 基点三から一六五度三四五メー トル 四号表示杭
	指定区域	補助点一 基点一から七五度一〇〇メー トル
		補助点二 基点二から七五度三〇分一〇 〇メートル
		補助点三 基点三から七五度九一〇メー トル
		補助点四 基点四から七四度三〇分九〇 八メートル
	次のアの地点からエの地点までを順次直 線で結んだ線及びアの地点とエの地点を 直線で結んだ線により囲まれた区域並び に次のオの地点からクの地点までを順次 直線で結んだ線及びオの地点とクの地点 を直線で結んだ線により囲まれた区域。 ただし、保安林を除く。	
	アの地点 北緯 四〇度四一分二二秒三 五七一	
	東経 一四一度二五分四七秒 九七二五	
	イの地点 北緯 四〇度四一分二三秒一 四六七	
	東経 一四一度二五分五一秒 九五四六	
	ウの地点 北緯 四〇度四一分一〇秒〇 五二五	

に改める。

青森県告示第百六十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年三月七日

	東経 一四一度二五分五六秒 二二八四
エの地点	北緯 四〇度四一分〇九秒一 六九五
	東経 一四一度二五分五一秒 二七七五
オの地点	北緯 四〇度四〇分三六秒一 九四三
	東経 一四一度二五分五九秒 四八二七
カの地点	北緯 四〇度四〇分四三秒六 一七一
	東経 一四一度二六分三六秒 九八八〇
キの地点	北緯 四〇度四〇分三三秒九 一五四
	東経 一四一度二六分四〇秒 五五一六
クの地点	北緯 四〇度四〇分二五秒五 〇四四
	東経 一四一度二六分〇三秒 一三三五

青森県知事 三 村 申 吾

一 起業者の名称

弘前市

二 事業の種類

りんご公園整備事業

三 起業地

1 収用の部分

青森県弘前市大字清水富田字寺沢地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件

申請に係る事業は、地区住民等が安全で安心できる環境で憩い、体験・学習・交流を深めることを目的に整備された、弘前市大字清水富田字寺沢地内の「りんご公園」を拡張整備する事業（以下「本件事業」という。）であり、法第三十三条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当すると認められる。

2 法第二十条第二号の要件

起業者は、本件事業を施行するに当たり、市議会において執行するための予算が議決されており、本件事業に必要な予算措置が講じられている。よって、起業者は十分な意思と能力を有していると認められることから、法第二十条第二号の要件を充足すると認められる。

3 法第二十条第三号の要件

(一) りんご公園は、昭和四十年に開園し、地元の小中学校の遠足や婦人会、老人クラブ、子供会等の他、体験学習施設として利用されている。しかしながら近年は、毎年五月開催の「りんごの花祭り」や九月開催の「りんご収穫祭」等のイベントが広く認知されるようになり、イベント時には多くの利用者が訪れ、既存の駐車場では対応しきれずに民間の土地を借用し駐車場として利用している状況である。加えて、開園当初から利用されている、りんごに関する知識・情報を提供する場と交流機能を兼ねた「りんごの家」は、災害時における一時避難所として位置づけられているが、建物の一部が耐震構造となっていない。

本件事業の施行により、既存道路からの接続性が向上し、自動車、自転車及

び歩行者が安全かつ円滑に処理されるとともに、バス停留所や大型バス、一般車両並びに障がい者用の駐車場が適宜確保される。加えて、「りんごの家」は建物の一部建て替えによって一層の機能充実と耐震構造を整備し、指定避難所として本地区最寄りの新たな防災拠点となり、地区住民がより安全で安心できる環境で憩い、交流できるような公園として再構築される。

したがって、本件事業の施行による公共の利益は、相当程度存すると認められる。

一方、本件事業の施行による周辺環境への影響については、本件事業は環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び青森県環境影響評価条例（平成十一年十二月青森県条例第五十六号）に基づき環境影響評価の対象となるような大規模で環境へ影響を及ぼすおそれのある事業ではないこと、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）による保護のため特別の措置を講ずべき動植物の存在は確認されていないことから、本件事業の完成により失われる利益は軽微であると認められる。

また、起業地に文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による埋蔵文化財包蔵地が含まれているが、管理者である弘前市長と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

以上のことから、本件事業により得られる利益と失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業により得られる利益が失われる利益に優越すると認められる。

(二) 起業者は、起業地を選定するに当たって、三箇所候補地を挙げて、機能的、経済的、社会的観点から総合的に比較検討した結果、候補地として最も優れる

本申請案を選定したものである。

よって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められることから、法第二十条第三号の要件を充足すると認められる。

4 法第二十条第四号の要件

本件事業の施行により、歩行者の安全確保、本地区最寄りの新たな防災拠点となることから、早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業に求められている役割を実現するために必要な最小限の範囲であり、一時的利用に供されるものは存在しないため、使用の手段にはなじまないことから、収用の手段を講ずることも合理的であると認められる。

よって、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第二十条第四号の要件を充足すると認められる。
 五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
 弘前市役所 農林部りんご課

公 告

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、阿部堰地区の県営土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型）（暗渠排水整備））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十八年三月八日から同年四月五日まで
- 三 縦覧の場所
五所川原市役所

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
 平成二十八年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 葛西塗装

- 二 氏名 葛西 伊佐美
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字高杉字阿部野二八八の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第一〇八四八号
- 五 取消年月日 平成二十八年二月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十八年一月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
 平成二十八年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社沢田建設
- 二 代表者の氏名 沢田 謙悟
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字乙供六三の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第一五七九号
- 五 取消年月日 平成二十八年二月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築、とび・土工、屋根、管、ほ装、内装仕上、造園、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十八年二月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成二十八年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社沢田建設
- 二 代表者の氏名 沢田 謙悟
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字乙供六三の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(特 二四)第一五七九号
- 五 取消年月日 平成二十八年二月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十八年二月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成二十八年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社グッドワーク工業
- 二 代表者の氏名 田鎖 千穂子
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市新町一の一六
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二六)第六〇〇一三七号
- 五 取消年月日 平成二十八年二月十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、建築、とび・土工、鋼構造物、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十八年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の管理規程変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十七条の二第三項の規定により、田山堰土地改良区の管理規程の変更を平成二十八年二月二十三日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成二十八年三月七日

中南地域県民局長 藤 岡 正 昭

頭首工管理規程の概要

- 一 放流及び取水に関する事項
管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年四月十日から九月二十日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。
- 二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項
管理責任者は、当該施設を操作するため必要な器具及びこれに必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。
- 三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項
管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。
- 四 その他施設の管理に關し必要な事項
管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録しなければならない。

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、名川土地改良区から、次のとおり役員（退任）の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年三月七日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	久保 京雄	三戸郡南部町大字鳥舌内字作和三三の一	平成二六・一・二五

土地改良区の役員（退任）

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、浅

水七崎土地改良区から、次のとおり役員（退任）の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年三月七日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	久保 杉 謹 司 郎	八戸市大字豊崎町字上永福寺一五	平成二六・二・二五

正

誤

水 産 振 興 課

発行 年 月 日	区 分	番 号	ペ ー ジ	段	行	誤	正
平成二六・二・二九 第四二二二号	告 示	第百三三号	四	上	後ろ 一から 十	真ト 基点第60号から 方位288度3,500メ ールの点	真ト 基点第60号から 方位228度3,500メ ールの点
			三	上	後ろ 一から 十	真ト 基点第60号から 方位288度3,500メ ールの点	真ト 基点第60号から 方位228度3,500メ ールの点
			二	下	後ろ 一から 十	真ト 基点第60号から 方位288度3,500メ ールの点	真ト 基点第60号から 方位228度3,500メ ールの点

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭